

税金は地域社会の会費です

市では、平成28年度の「市民税・県民税税額決定(納税)通知書」を6月15日(水)に発送します。税金は、さまざまな市民サービスを行う上で、大切な財源です。そこで、税金に対する理解を深めてもらうため、個人の市・県民税の仕組みについてお知らせします。

課税方法

平成28年度の市・県民税は、平成27年1～12月の所得から税額を計算して、平成28年1月1日現在の住所地で課税されます。市・県民税は、一定の金額を負担する「均等割」と所得に応じて負担する「所得割」で構成されています。

○均等割…5,000円(市民税3,500円、県民税1,500円)
○所得割…10%(市民税6%、県民税4%)

納税方法

普通徴収

自営業の人などは、納付書や口座振替で年4回に分けて納税します。

特別徴収

サラリーマンなどの給与所得者

の市・県民税は、6月から翌年5月までの12回に分けて給与から差し引かれます。

税額などは、給与の支払者を通じて通知します。

公的年金からの特別徴収制度

4月1日時点での年齢が65歳以上で、一定の条件を満たした年金所得者の市・県民税は、年金から差し引かれます。

対象者には、税額決定(納税)通知書で特別徴収額をお知らせします。また、年金支払者から送付される「年金振込通知書」でも確認できます。

年金の支給が停止された場合や、介護保険料が年金から特別徴収されなくなった場合には、市・県民税の特別徴収は中止となり、普通徴収で納税します。

なお、制度の見直しにより、平成28年10月1日以降の特別徴収か

らは、税額が変更になった場合や市外に転出した場合でも、一定の要件の下、特別徴収が継続されます。

課税されない人

均等割も所得割も課税されない人

○生活保護法の規定による生活扶

助を受けている人

○障がい者、未成年、配偶者と死亡・離婚し再婚していない人などで、平成27年中の「合計所得金額」が125万円以下の人

○平成27年中の合計所得金額が次の計算式で求めた金額以下の人
28万円×(扶養人数+1)+16万8,000円*

所得割が課税されない人

平成27年中の「総所得金額等」が次の計算式で求めた金額以下の人

**ふるさと納税
特例控除額の上限が拡充**
ふるさと納税による税額控除は、「基本控除額」と「特例控除額」で計算されます。

平成27年1月1日以後のふるさと納税から、特例控除額の上限が市・県民税所得割額(調整控除後の所得割額)の10%から20%に拡充されました。

※くわしくは市民税課(☎20・1513)へ。

質問に答えます

Q1 平成28年3月まで学生で、4月に就職しました。市・県民税がかかっていないのはなぜですか。

A1 市・県民税は、前年の1～12月の所得に基づいて税額が計算されます。そのため、平成27年1～12月の所得が非課税の範囲内であれば、平成28年度は市・県民税がかかりません。平成28年1～12月の所得が非課税の範囲を超える場合は、平成29年度からかかります。

Q2 市・県民税がかかる収入額を教えてください。

A2 給与収入のみで扶養する人がいない場合、1年間(前年の1～12月)の総収入が93万円を超えると、市・県民税が課税されます(市町村によって異なります)。

Q3 平成28年4月に退職したときに市・県民税を一括で納めました。ところが、平成28年度の納税通知書が送られてきました。なぜですか。

A3 退職時に一括して支払った市・県民税は、毎月の給与から特別徴収されるはずだった平成27年度分の残額です。市・県民税は、前年の所得を基にして翌年に課税されます。したがって平成28年度の市・県民税は、平成27年1～12月の給与所得に対して課税された分です。

人
35万円×(扶養人数+1)+32万円*

*計算式中の「16万8,000円」と「32万円」は扶養親族がいる場合に加算されます